

承認第3号

令和元年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月6日提出

南あわじ市長 守本 憲弘

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月30日

兵庫県南あわじ市長 守 本 憲 弘

令和元年度

一般会計補正予算

(第6号)

兵庫県南あわじ市

令和元年度南あわじ市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度南あわじ市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,143,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月30日

南あわじ市長 守本 憲弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,314,745	2,500	2,317,245
	2. 国庫補助金	612,667	2,500	615,167
歳入合計		28,140,814	2,500	28,143,314

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		7,347,865	2,500	7,350,365
	2. 児童福祉費	2,750,489	2,500	2,752,989
歳出合計		28,140,814	2,500	28,143,314

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	保育環境改善等事業	1,500千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	2,314,745	2,500	2,500
歳入合計	28,140,814	2,500	28,143,314

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	7,347,865	2,500	7,350,365	2,500			
歳出合計	28,140,814	2,500	28,143,314	2,500			

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	75,800	2,500	78,300	2. 児童福祉費補助金	2,500	保育環境改善等事業補助金（コロナ対策分） 2,500
計	612,667	2,500	615,167			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4. 保育所費	1,554,323	2,500	1,556,823	2,500				19. 負担金補助及び交付金	2,500	補助金 保育環境改善等事業補助金（コロナ対策分） 2,500
計	2,750,489	2,500	2,752,989	2,500						